

みやぎ農山漁村交流拡大推進方針

〔令和 8 年度～令和 1 2 年度〕

令和 8 年 月

宮城県農政部農山漁村なりわい課

目次

目次	1
第1章 策定の趣旨.....	2
1 背景と目的	2
2 主な計画での位置付け	2
3 期間設定	3
第2章 基本方針.....	4
1 地域ではぐくむ ～受入体制づくりと実践者の育成・広域連携～	4
2 地域でみがく ～多彩なコンテンツの開発・磨き上げ～	4
3 地域を売り込む ～情報発信の強化と販路拡大～	4
4 地域をささえる ～支援体制と環境の整備～	4
第3章 推進方針の促進に関する事項.....	5
1 イマの「みやぎ型グリーン・ツーリズム」	5
2 農山漁村交流拡大プラットフォームでの交流.....	5
3 農泊推進団体等との連携	7
4 グリーン・ツーリズム推進団体との連携.....	7
5 庁内連絡会議の設置	8
<参考資料>	9
1 言葉の定義	9
2 政策的位置づけ	11
3 関連指針等	13

第1章 策定の趣旨

1 背景と目的

宮城県では、平成10年に策定した「みやぎ型グリーン・ツーリズムの推進方向」等を行動指針とし、20年以上にわたり、農林漁家が実施するグリーン・ツーリズムを推進してきました。令和3年度には「みやぎ農山漁村交流拡大推進プラン」を策定し、農林漁業者をはじめ、地域内の様々な事業者の連携による「農泊」の実施を支援してきました。

このたび、「みやぎ農山漁村交流拡大推進プラン」が令和7年度で終了することから、上記内容を踏まえ、上位計画である「新・宮城の将来ビジョン実施計画」（令和3年3月策定）及び「第3期みやぎ食と農の県民条例基本計画」（令和3年3月策定）の達成に向けて、「みやぎ農山漁村交流拡大推進方針」を策定します。

近年、農山漁村地域では高齢化や人口減少、担い手不足が進み、地域活動の継続が困難となっている一方で、田園回帰や地方志向の高まりやコロナ禍を契機とした自然体験ニーズの増加、さらに地方へのインバウンド需要の増加により、都市住民や訪日客による農山漁村への関心が高まっていることを踏まえ、農林漁家だけではなく、それを取り囲む多様な主体が関わり、農山漁村交流を通じて、交流人口・関係人口の増加及び地域資源を活用した「なりわい」の創出を図り、食と農林漁業を支えることを基本とした持続可能な農山漁村づくりを推進します。

2 主な計画での位置付け

この推進プランは、新・宮城の将来ビジョン実施計画等における、都市と農山漁村の交流分野に関する行動計画として、策定しています。

（1）新・宮城の将来ビジョン実施計画（令和3年3月策定）【中期：令和7年度～令和9年度（令和7年2月策定）】

農山漁村の維持・活性化のため、集落体制づくりや人材育成、農山漁村の環境保全を支援するとともに、地域間や都市とのネットワーク形成や外部人材の活用や体験プログラムの充実等の受入体制強化などにより、関係・交流人口の増加と、地域資源を有効活用したビジネス（なりわい）を創出し、持続可能な農山漁村づくりを推進していくこととしています。

（2）第3期みやぎ食と農の県民条例基本計画（令和3年3月策定）

持続可能な農村づくりのため、地域に暮らしながら地域を支える人材の育成を支援するとともに、県内外の個人や企業とのネットワークを拡大する取組等により都市部などに居住し地域と関係を持つ関係人口の創出・拡大を図ります。

(参考) 第3期みやぎ食と農の県民条例基本計画における推進指標

(単位：団体、人)

項目	令和元年 (基準年)	令和6年 (実績)	令和7年 (中間年)	令和12年 (目標年)
農山漁村交流拡大に取り組んだ 企業・団体数 ※1	0	98	55	120
都市と農村の交流活動事業に 参加した人数 (関係人口)	284	492	320	500

出典：宮城県農政部調べ

※1 農山漁村交流拡大プラットフォームへの参画団体数

[持続可能な農村づくりに向けて]



3 期間設定

第3期みやぎ食と農の県民条例基本計画や水産業の振興に関する基本的な計画（第Ⅲ期）の目標年に合わせて、推進方針の期間を令和12年度までの5年間とします。ただし、期間内であっても、農山漁村をとりまく環境や社会情勢等の変化に併せて、必要に応じた見直しを行っていきます。

第2章 基本方針

『多彩な連携と交流による、持続可能な農山漁村地域づくり』

1 地域ではぐくむ ～受入体制づくりと実践者の育成・広域連携～

地域ぐるみの取組が行えるように、地域内ネットワークの形成や地域間の広域連携などの受入体制づくりを支援します。また、県内の広域的な連携を強化するための交流の場を設けます。持続可能な農山漁村づくりには人材が最も重要と位置付け、地域コーディネーターを中心とした実践者の人材育成と併せて、関係人口を含む外部人材とのマッチング支援を行っていきます。

取組内容

活動組織の育成・広域連携支援、実践者の育成、外部人材とのマッチング

2 地域でみかく ～多彩なコンテンツの開発・磨き上げ～

農山漁村の環境や食文化、伝統行事など、地域資源を活かした交流コンテンツづくりに加え、交流施設や通信環境、インバウンド対応などの受入環境整備を支援します。また、地域と企業人材の連携につながる出会いの場を設け、交流を通じた新たな「なりわい」の創出機会を提供していきます。

取組内容

体験交流コンテンツの開発・磨き上げ、受入環境等の整備、新たな「なりわい」創出

3 地域を売り込む ～情報発信の強化と販路拡大～

宮城県が設置する web サイト「みやぎの農泊サイト」や SNS を中心に、様々なメディア媒体を活用して、グリーン・ツーリズムや農泊に関する実践地域の情報を発信していきます。また、都市住民や企業に対して、交流促進のため情報提供を行うとともに、商談会などを通じ販路拡大に向けた支援を行っていきます。

取組内容

都市住民や消費者への情報発信強化、販路拡大支援

4 地域をささえる ～支援体制と環境の整備～

従来から活動しているグリーン・ツーリズム推進団体に加え、新たに設置した農山漁村交流拡大プラットフォームや各地域の農泊推進協議会など、地域のネットワーク化と支援機関との協力体制を整えます。また、地域活性化に向けた支援策の検討に向け、県内実践地域の課題把握を行い、地域に即した取り組み（ホームビジットなど）を推進します。

取組内容

推進体制の整備、地域や関係機関との連携・調整、実践地域の課題把握

第3章 推進方針の促進に関する事項

1 イマの「みやぎ型グリーン・ツーリズム」の展開

「みやぎ型グリーン・ツーリズム」とは、平成10年に策定した「みやぎ型グリーン・ツーリズムの推進方向」の中で定義していたところですが、「グリーン・ツーリズム」の取組に「農泊」の考え方が加わったことで、農林漁業者だけではない多様な事業者との連携が進み、地域に根差した取組が各地で実践されていることから、イマの「みやぎ型グリーン・ツーリズム」を、次の「農山漁村を舞台とした交流活動」及び「共生の交流活動」とし、多様に展開することとしています。

① 農山漁村を舞台にした交流活動

食や暮らし、自然を支える大切な場所である農山漁村を舞台とし、多様な交流活動を通して、日帰りを含む農山漁村体験や民宿、レストラン等の農林漁家を中心とした取組を生み出します。

② 共生の交流活動

交流の担い手は、農林漁家を中心に、祭りや伝統文化・芸能、自然探索等のように高齢者や他産業従事者も含め、地域ぐるみで行う共同の取組を推進します。交流対象は都市住民としつつ、地域の相互交流など広範な交流を通じ、相互理解と共生を目指します。

2 農山漁村交流拡大プラットフォームでの交流

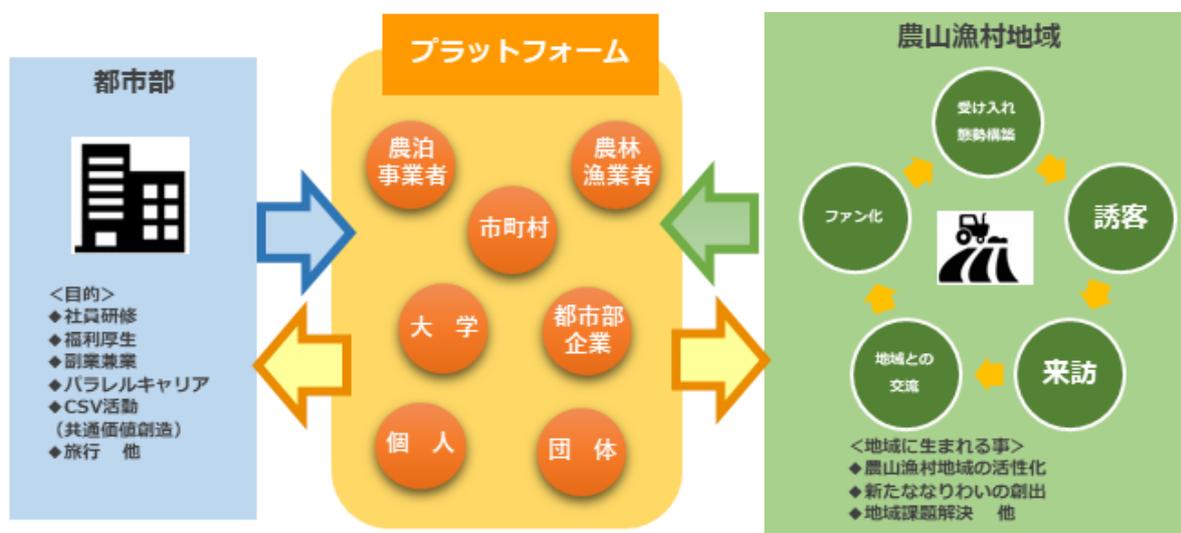
交流活動を行っている実践者や地域間の交流は、情報や課題、活動事例の共有や、悩みの相談などにより、課題解決への気づきや人材育成につながります。また、地域間のネットワーク化や連携による新たな活動やビジネスの創出など、異なる地域の特色を活かした広域的な取組も可能とします。

農泊や体験プログラムなどの交流ビジネスを展開する地域の人材や事業者、団体と、県内外の企業や個人事業者などとのネットワークを構築するための交流の場として、「農山漁村交流拡大プラットフォーム」を設置しています。農山漁村交流拡大プラットフォームでは、都市企業との出会いの場だけではなく、地域内の事業者同士の連携や県内地域間の出会いの場も提供し、地域内・地域間連携による新たな「なりわい」への発展を支援していきます。

【農山漁村交流拡大プラットフォームとは】

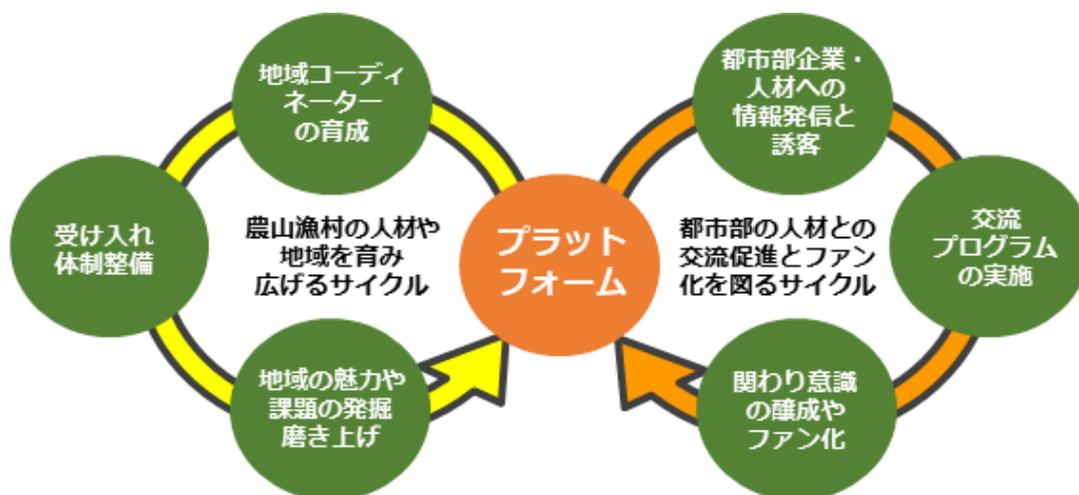
農泊や体験プログラムなどのビジネスを展開したい農林漁業者や団体、さらに県内外の企業や個人とのネットワークを構築するための“交流の場”です

[農山漁村交流拡大プラットフォームの構成イメージ]



都市農村交流に取り組む意欲のある地域の事業者同士や、他の地域、都市との交流を促進することにより、協働による新たな事業やビジネスの展開が期待できます。また、課題や事例の共有による地域課題の解決や、人材の育成、企業からの人材支援や関係人口の増加なども期待されます。このようなモデルとなるビジネスの創出を図っていきます。

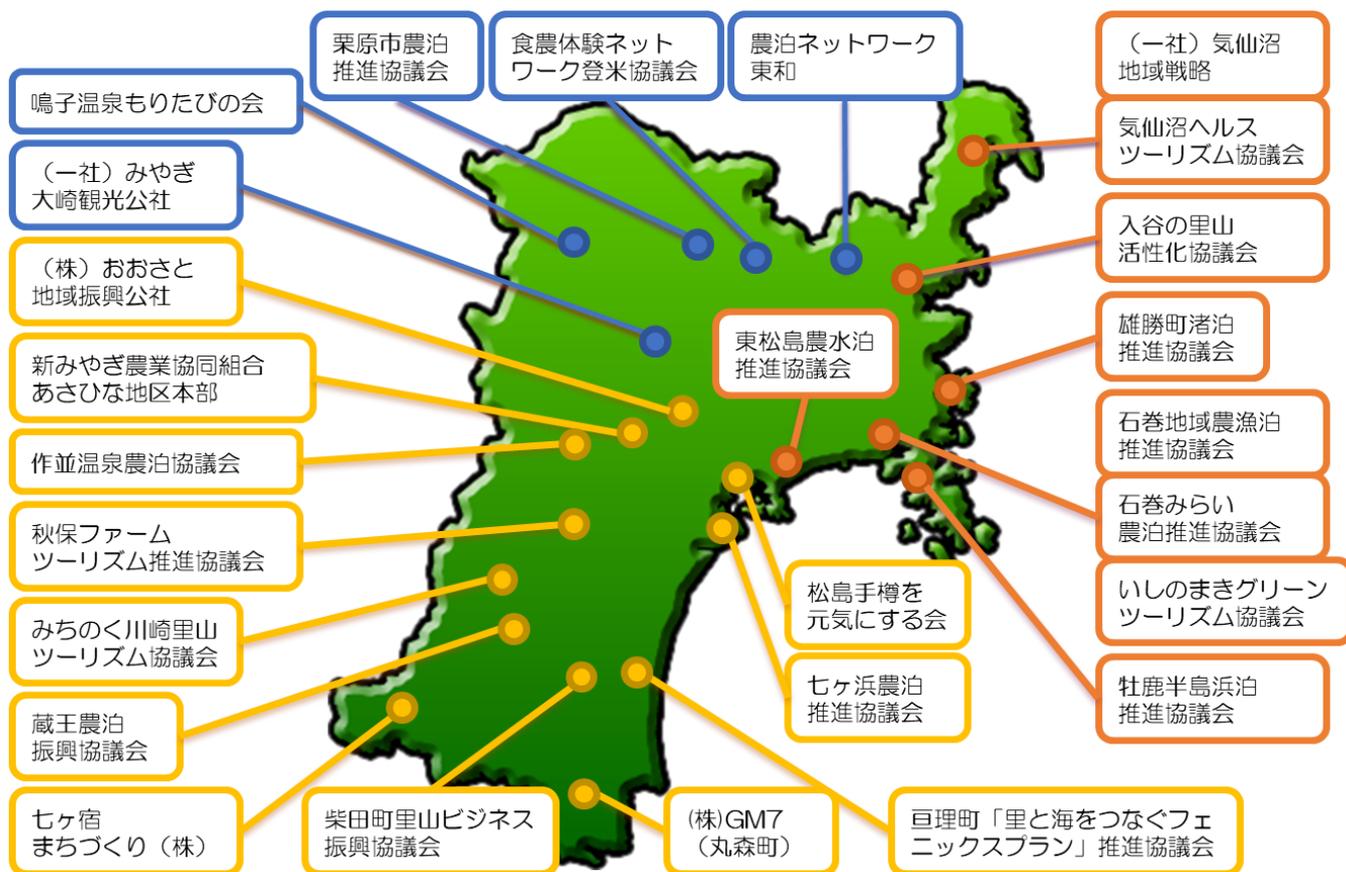
[農山漁村交流拡大プラットフォームを活用した地域づくりと都市企業との交流]



3 農泊推進団体等との連携

県内には26の農泊推進団体が設置され（令和7年3月現在）、各地域で積極的に農泊を実施しています。これら地域の推進団体の活動を支援するとともに、情報提供や地域間の連携を図っていきます。

[県内の農山漁村振興交付金を活用した農泊推進団体（令和7年3月現在）]



4 グリーン・ツーリズム推進団体との連携

みやぎ型グリーン・ツーリズムを推進してきた「みやぎグリーン・ツーリズム推進協議会」や地域の推進協議会と連携し、県内各地のグリーン・ツーリズム実践者のサポートに加え、そのネットワークを活用し、地域での事例づくりのサポートができる体制を整えます。

5 庁内連絡会議の設置

みやぎ農泊推進庁内連絡会議を設置し、農林漁業や観光・物産の振興を担う部署に加え、農泊に関連する部署等を交えて推進体制を構築し、情報共有と連携強化を図ることにより推進プランの実効性を高めます。

[農山漁村交流推進庁内連絡会議の体制]

議長	農山漁村なりわい課長	
副議長	農山漁村なりわい課 総括課長補佐	
消防課	地域振興課	自然保護課
食と暮らしの安全推進課	健康推進課	観光戦略課
食産業振興課	農山漁村なりわい課	農業振興課
水産業振興課	林業振興課	建築宅地課
義務教育課	生涯学習課	

< 参考資料 >

1 言葉の定義

(1) 都市農村交流

「都市農村交流」とは、この推進プランで推奨する農山漁村と都市住民・企業との交流や事業連携等を指します。これには、従来の「みやぎ型グリーン・ツーリズム」の他に、「農泊」やビジネス的なつながり、地域と企業との協働など、農山漁村の維持・活性化につながる様々な人的交流を指します。

(2) 農泊

「農泊」とは、農山漁村に宿泊し、滞在中に豊かな地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ「農山漁村滞在型旅行」のことです。地域資源を観光コンテンツとして活用し、インバウンドを含む国内外の観光客を農山漁村に呼び込み、地域の所得向上と活性化を図ります。



[農泊の実施イメージ]

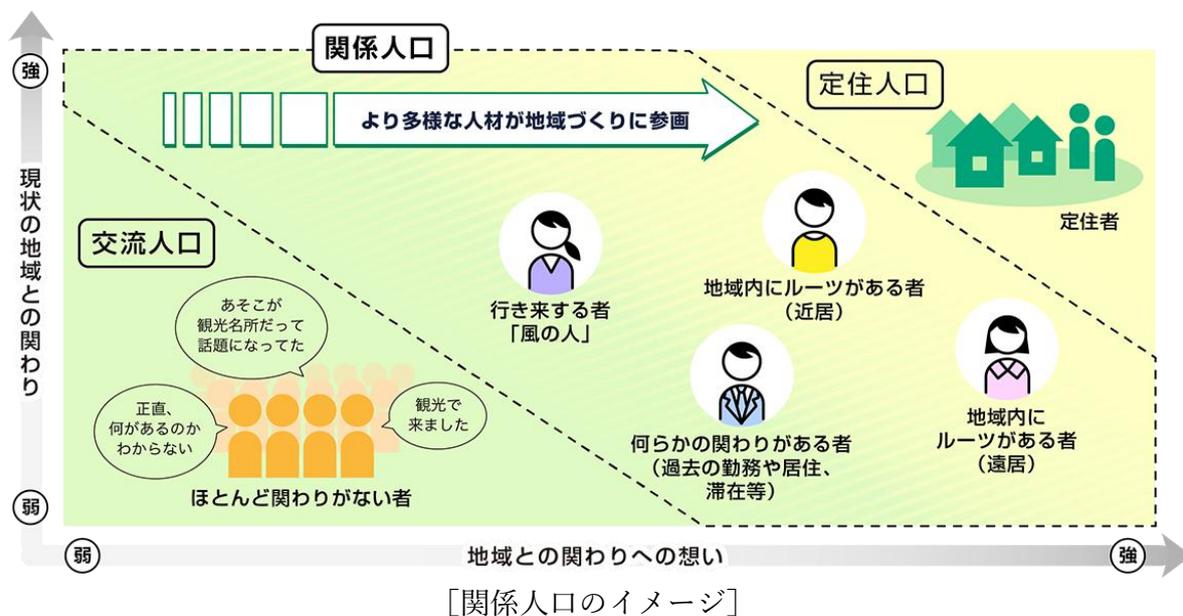
(3) 地域コーディネーター

都市住民や企業との交流・連携を進めるにあたり、地域側の中心的人物として活動する人を指します。地域コーディネーターの役割は、地域の人々をまとめながら、地域課題の把握、地域資源の掘り起こしなど、地域側の体制づくりでけん引役となることに加え、都市住民等との交流では、調整役や地域と都市との人々をつなぐ橋渡し役としても活躍することになります。

(4) 関係人口

「関係人口」とは、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のことを指します。

地方圏は、人口減少・高齢化により、地域づくりの担い手不足という課題に直面していますが、地域によっては若者を中心に、変化を生み出す人材が地域に入り始めており、「関係人口」と呼ばれる地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待されています。



出典：総務省 関係人口ポータルサイト

2 政策的位置づけ

(1) 新・宮城の将来ビジョン実施計画（令和3年3月策定）【中期：令和7年度～令和9年度（令和7年2月策定）】

取組2 宮城が誇る地域資源を活用した観光産業と地域を支える商業・サービス業の振興
 インバウンド誘客をはじめとする交流人口の拡大に向けて、市町村や観光地域づくり法人（DMO）等と連携を図り、新たな観光ニーズを踏まえた地域資源の発掘・磨き上げ、他産業とも連携した体験型プログラムの充実等の受入体制強化、デジタル技術を活用した戦略的な誘客プロモーションを推進します。

取組10 就労や地域活動を通じた多様な主体の社会参画の促進

農山漁村における関係人口の構築・拡大を図るとともに、移住定住を促進するため市町村と連携した首都圏イベントでのPRや積極的な情報発信に取り組みます。

取組16 豊かな自然と共生・調和する社会の構築

持続可能な農山漁村環境の保全に取り組むとともに、集落機能の強化、都市と農山漁村との交流促進により地域の活性化を図ります。

(2) 第3期みやぎ食と農の県民条例基本計画（令和3年3月策定）【※中間見直し中】

基本項目Ⅲ ひと・もの・ちえを総動員した持続可能な農村の構築

施策11 関係人口と共に創る活力ある農村

人口減少や高齢化等が加速する農村を維持・活性化していくため、地域に暮らしながら地域を支える人材の育成を支援するとともに、県内外の個人や企業とのネットワークを拡大する取組等により都市部などに居住し地域と関係を持つ関係人口の創出・拡大を図ります。

(参考) 推進指標

(単位：団体、人)

項目	基準年 (令和元年)	中間年 (令和7年)	目標年 (令和12年)
農山漁村交流拡大に取り組んだ企業・団体数※1	0	55	120
都市と農村の交流活動事業に参加した人数（関係人口）	284	320	500

出典：宮城県農政部調べ

※1 農山漁村交流拡大プラットフォームへの参画団体数

施策12 地域資源を活用した多様ななりわいの創出

農泊経営などの新規事業の展開を促進し、新たな付加価値を生み出すとともに、地域での雇用機会や所得を確保する仕組みづくりを促進します。

(3) 第3期みやぎ農業農村整備基本計画（令和3年3月策定）【※中間見直し中】

基本項目Ⅱ 多様な主体が活躍できる農村の構築 ～活力ある農村～

施策4 関係人口と共に創る活力ある農村

地域を支える人材の育成を支援するとともに、県内外の個人や企業とのネットワークを拡大する取組等により地域と関係をもつ関係人口の創出・拡大を図っていきます。

施策5 地域資源を活用した多様ななりわいの創出

地域資源を活用した多様ななりわい（ビジネス）を創出することにより、地域での雇用機会や所得を確保するとともに、地域を活性化します。

(4) 水産業の振興に関する基本的な計画（第Ⅲ期）（令和3年3月策定）【※中間見直し中】

基本方向3 将来にわたって持続する活力ある漁業地域とそれを支える人づくり

施策9 自然環境や地域資源を活かした漁村地域の活性化

渚泊、ブルーツーリズムなどの海業に取り組む市町・企業・団体等への支援による漁村地域のファンづくりなど、地域と多様に関わる関係人口の創出を図ります。

(5) みやぎ森と緑の県民条例基本計画（平成30年3月策定）【令和4年度中間見直し】

施策Ⅲ 森林、林業・木材産業を支える地域や人材の育成

取組8 地域・産業間の連携による地域産業の育成

森林トレイルや特用林産物の収穫体験など森林資源をフル活用した交流人口の拡大を図っていきます。

取組10 森林、林業・木材産業に対する県民理解の醸成

小中学生など、子供たちに対する森林環境教育等をサポートし、林業等に対する理解の醸成を図っていきます。

3 関連指針等

農山漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本方針

「農山漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本方針」

平成10年度策定 宮城県

第1 基本的な考え方

近年、経済的発展に伴う所得水準の向上や余暇時間の増大等により、心の豊かさや食に対するこだわり等の国民の価値観の変化に伴い、自然が豊かな農山漁村とそこで営まれる農林漁業への期待や関心が高まり、都市住民の中には余暇を利用して農山漁村に滞在し、農作業、森林施業、漁ろう等地域の農林漁業や自然等を体験しこれに親しもうとする動きがみられる。

このような農山漁村での滞在型の余暇活動は、ゆとりある国民生活を実現する上で極めて重要な要素であり、都市住民との交流や農林水産物の販売等を通じて新たな文化的・経済的な効果が生まれることから、農山漁村における定住の促進や地域活性化の有力な手段としてとらえることができる。

本県は、日本三景の松島をはじめ陸中海岸国立公園や南三陸、栗駒、蔵王国定公園等の景勝の地に囲まれ、蔵王、船形、栗駒山等の秀峰と美しい森林、広大な水田、海、河川・湖沼、温泉等の豊かな自然に恵まれている。これらの自然環境を活かした水稲、畜産、園芸等の農業やスギ等の多様な木材やきのこ、山菜等の特用林産物を生産している林業、沿岸の漁業や養殖業等が盛んに営まれ、おいしい宮城米やきのこ、山菜、魚介類、水産加工品等の多彩で豊かな農林水産物を豊かに生産している。

また、古くから奥州における政治経済の要衝の地だったことから多くの史跡や伝統文化を有しており、現在は政令指定都市仙台を中心に高速道路・新幹線・空港等の交通基盤が整備され、県内外の交流人口は拡大を続けている。

このような多彩な農林漁業をはじめとする豊富な自然的、文化的資源を活かしながら体験交流の拡大を図り、一層の地域活性化を推進するため、農山漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を促進することとし、本基本方針を定めるものとする。

第2 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項

1 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本的な事項

- (1) 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に当たっては、都市住民等に農業に対する理解を深め、農業・農村の活性化に資するよう、次のような性格及び機能を有する地域を目指すものとする。

ア 自然環境の保全や秩序ある土地利用に対する配慮がなされ、農用地その他の農業資源と周囲の環境が一体となって、農村滞在型余暇活動を行うのにふさわしい良好な景観が形成されている地域。

イ 地域の農業者による農業体験指導等質の高いサービスの提供が行われ、地域の農業生産活動や自然資源、地域で传承されている食・工芸・芸能等といった諸資源を活かし、特色ある多様な余暇活動の提供ができる地域。

ウ 農村滞在型余暇活動の機能の整備が農業や関連産業の振興に寄与し、就業機会の確保、農家所得の向上等が図られる地域。

エ 農業・農村に関する体験施設、宿泊施設等が計画的・総合的に整備された地域。

- (2) 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備は、次の事項に留意しつつ計画的・総合的に行うものとする。

ア 地域資源及び農業者等地域住民の主体性と創意工夫を最大限に活用する。

イ 自然環境の保全との調和、農業の健全な発展との調和、居住機能との調和等に配慮する。

ウ 農村滞在型余暇活動の場にふさわしい景観形成や優良農地の維持・保全等を図るため、地域の農業者等との調整の上、土地利用関係法令の適切な運用等により、秩序ある土地利用の推進に努める。

エ 整備地区における農業者や農作業体験施設等の運営者等の組織化を図るとともに、市町村、農業団体等との連携及び民間活力の活用に努める。

オ 施設等の利用者の安全の確保や農業に対する理解の促進、農作業体験施設等の効率的な運営を図るため、農作業体験等の指導や施設の運営等を行う人材の育成に努める。また、女性・高齢者の能力の活用に配慮し、地域住民の参加を推進する。

カ 農産物の販売促進、農産加工品の開発・生産等、地域の農業及び関連産業等の振興に努める。

2 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を促進するために必要な措置を講ずべき地区の設定に関する事項

農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を促進するために必要な措置を講ずべき地区（以下「整備地区」という。）の設定は、次の要件を満たす地域について行うものとする。

- (1) 自然環境の保全等に配慮がなされ、農地等の農業生産が行われている場とその周辺環境とが相まって良好な農村の景観が形成されていること。
- (2) 自然資源・伝統文化が豊かであり、整備をすることにより十分な機能の発揮が見込まれ、地域の所得、就業機会の確保の観点から農村滞在型余暇活動への取組みに対する地域的な意識が高く、農村滞在型余暇活動における役割を発揮できる人材がいること。
- (3) 農用地等が整備地区内の土地の相当部分を占め、かつ、適正に管理され有効に活用されていること。
- (4) 農業者等の合意形成が図られており、農業者等の主体的かつ一体的取組みのもとに、農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備が促進されると認められること。
- (5) 農業生産活動及び伝統文化の伝承等の地域社会活動が活発に行われ、余暇活動に資するための機能を整備することにより、地域の特性を生かした多様な農村滞在型余暇活動の提供が行われると認められること。
- (6) 市町村内において複数の整備地区を設定する場合には、各整備地区がそれぞれに特色ある余暇活動の機能の整備がなされ、それらの地区が有機的な連携のもとに、その成果の確保が図られること。
- (7) 当該地域が農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項の規定により指定された農業振興地域内にあること。

3 整備地区における農用地その他の農業資源の保健機能の増進を図るための農用地等その他の土地利用に関する事項

- (1) 整備地区における農用地その他の農業資源の有する多面的な機能の十分な発揮を図るとともに、農用地その他の農業資源、森林、水辺地等について、地域の固有の自然景観に配慮しつつ良好な農村景観の確保を図ることにより、農村滞在型余暇活動に資するための農業資源の保健機能を増進するものとする。
- (2) 整備地区における良好な農村景観の保全に関する措置、農作業体験の場を設定するための農用地等の保全・利用に関する措置等、土地利用に関する協定等を活用するものとする。

4 整備地区における農作業体験施設等の整備に関する事項

- (1) 農業者等自らの創意と工夫を凝らし、地域の特性や自然条件等を配慮した特色ある魅力的な施設等の整備に努める。
- (2) 都市住民等が滞在して農業の体験その他の農業及び農村地域社会に対する理解を深めるための活動ができるよう、都市住民等の多様なニーズに対応した施設等の整備に努める。
- (3) 施設等の整備に当たっては、四季を通じて効率的な利用が図られるよう機能・内容等について、地域住民の意向を十分反映させて整備に努める。特に、女性、高齢者の能力の発揮の場の確保に努める。
- (4) 各施設等は総合的・計画的に配置して既存の施設等との調和を図るとともに、相互に有機的な連携を確保するものとする。特に、類似の施設等との重複がないように留意するものとする。
- (5) 施設の整備に際しては、地域の自然環境の保全や農業生産活動との調和、良好な景観や生活環境の保持・形成、水質の保全、秩序ある土地利用にも十分配慮する。

5 その他農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関し必要な事項

- (1) 農業振興地域整備計画その他農業の振興又は農村の整備に関する計画との調和を図るものとする。
- (2) 市町村内に複数の整備地区を定めた場合には、整備地区間の連携に配慮するものとする。
- (3) 農作業体験施設等の効率的かつ効果的な運営及び地域農産物の販売促進等を図るため、サービス水準の向上・平準化や加工体験施設、食堂、宿泊施設等で利用する原材料・食材等の地場産品の活用・安定供給等についての協定づくり等地区の関係者の連携による取組みを推進するものとする。

第3 山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項

1 山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本的事項

- (1) 山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備のあり方については、第2の1の(1)と同様であるが、そのほか次のような性格及び機能を有する地域を目指すものとする。
 - ア 都市住民が森林・林業体験その他森林・林業に対する理解を深めるための多様な余暇活動の提供が可能となるよう、地域の特性を活かし保健機能を増進する森林が整備され、山村滞在型余暇活動を行うのにふさわしい緑豊かな山村景観を有する地域。
 - イ 機能の整備が林業や関連産業の振興に寄与し、林業所得の向上や就業機会の確保のほか、国土の保全等森林の持つ多面的機能が高度に発揮される森林・林業地域を有する地域。
- (2) 山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備の進め方については、第2の1の(2)と同様であるが、そのほか以下の事項について留意するものとする。
 - ア 地域の森林・林業に関する認識及び理解を深め、森林整備に対する支援や参加の推進等地域林業の振興に寄与するよう努める。
 - イ 都市住民等の余暇活動と地域の森林の保全・整備及び林業生産活動と地域社会活動との調和ある共存に努める。
 - ウ 地域の森林所有者、森林組合等の意向を勘案して、森林の施業と森林保健施設の計画的かつ一体的な整備を図る等森林の多面的な機能の発揮に努める。
 - エ 森林施業等の体験については、地質、地形、気象、植生等を勘案して体験区域を選定するとともに、区域の明示、作業内容や手順についての適切な指導を行い、快適で安全な体験をするための措置に努める。